

氏名(本籍)	おがさわら ひろ やす 小笠原 喜 康(東京都)		
学位の種類	博 士(教育学)		
学位記番号	博 乙 第 1747 号		
学位授与年月日	平成13年6月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	Peirce 記号論による Visual 記号の概念再構成とその教育的意義		
主 査	筑波大学教授	博士(教育学)	渡 邊 光 雄
副 査	筑波大学教授	博士(教育学)	谷 川 彰 英
副 査	筑波大学助教授	理学博士	吉 江 森 男
副 査	筑波大学教授	教育学博士	海 保 博 之

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

### 1. 研究目的

従来の視聴覚教育論では、“Visual”記号は、一般的に、「目に見える」記号あるいは「意味明瞭で分かりやすい」記号として捉えられている。本論文にまとめられる著者の研究は、この捉え方を見直し、“Visual”記号を「意味不確定であるがゆえに解釈者によって自らその意味を再構成しなくてはならない」記号であること論証し、その見直しが従来の視聴覚教育論の展開を「効率よくやさしく教える」教授技術論から「個性的な意味創造力を育成する」教育論に転換させ得ることを主張しようとするものである。

### 2. 研究方法

本論文の研究では、包括的な記号理論を創始・構築した論者として有名な C. S. Peirce の記号論に基づき、従来の視聴覚教育論における代表的な“Visual”記号の捉え方に対する反証を根拠にして論証の正当性を主張するという手法が採用されている。

従来の視聴覚教育論における代表的な“Visual”記号の捉え方としては、記号論の立場から視聴覚教育論を日本で最初に構想した論者(坂元彦太郎)、“Visual Literacy”概念を視聴覚教育界で最初に提唱した論者(J. L. Debes)とその論者を批判する論者(M. F. Cassidy & J. Q. Knowlton)のそれぞれのものを取り上げ、それらに対する反証を Peirce 記号論に基づいて行う。そして、この反証を手がかりとして、Peirce 記号論を援用した教材解釈のあり方を提唱し、論証全体をまとめている。

### 3. 論文構成

本論文は、序章(研究の目的と方法)及び終章(研究のまとめ)と本論部分の四つの章から成る。

第1章では、「絵図・看板」や「標識」等の事例を取り上げながら、「類似性」「認識時間」「意味明瞭性」「言語学概念」をそれぞれ規準として「映像と言語の区分」が行われる今日の視聴覚教育研究の状況を分析した上で、「より安定した意味をもつ某かの記号」が“Verbal”記号であるのに対し、“Visual”記号が「意味曖昧な某かの記号」として捉えることの妥当性を論証する。

第2章では、この“Visual”記号の捉え方が Peirce 記号論に基づくものであることを論じる。そこでは、記号論

の立場から視聴覚教育論を展開した代表的な論者坂元彦太郎が、Peirce記号論に立脚しながらもその記号論を誤解したことにより、「対象との形体的類似」において“Icon”解釈を行ったことを批判する。そして、Peirce記号論における“Icon”解釈が「関係性の次元」の「類似」において「創造的認識」との関わりで行われていたことを指摘し、本論文における“Visual”記号の捉え方がこの“Icon”解釈を根拠とするものであることを論じる。

第3章では、Peirce記号論に基づくこの“Visual”記号の捉え方に従い、従来の視聴覚教育論で重要視されてきた“Visual Literacy”の概念における“Visual”記号の捉え方が再構成され得ることを論証する。そこでは、1960年代にDebesが“Visual Literacy”概念を提唱した時に規定した“Visual”記号の捉え方とそれを批判したCassidy及びKnowltonの捉え方を取り上げ、DebesやCassidyらが基本的には“Visual”記号を「視覚的同形性」で捉えていると批判した上で、“Visual”記号が「あらゆる記号の主體的な意味構成」に対応するものであると規定する。

第4章では、この規定を具体的に表すために、「視覚的思考」論の提唱で知られるR. Arnheimの「地図認識」論に基づいた「地図学習」における教材解釈のあり方を論じる。Arnheimは、Peirce記号論に類似した「地図認識」論を展開しており、「認識能力面（感性・概念・変換）」を重視したPeirceの“Icon”解釈と同種の解釈を行っているが、Peirce記号論に基づく教材解釈のあり方としては、この「認識能力面」に加えて「認識論理面（可視分布・不可視分布・関係構造）」の両面を備えた教材解釈が「地図学習」では必要になることを強調する。

#### 4. 研究成果

本論文のテーマの下に繰り広げられた研究の成果として、次の5項目が掲げられる。

- ① “Visual”記号は、従来捉えられていたような「見て分かりやすい意味の明瞭なもの」ではなく、「比較的意味の不確定なもの」であることを論証した。
- ② 日本の視聴覚教育界で紹介されているPeirce記号論においては、“Icon”が「類似記号」として訳され、それが“Visual”記号であると受け止められているが、この解釈がPeirce記号論への誤解によるものであることを論証し、それに代わるPeirce記号論解釈を展開した。
- ③ 従来、“Visual Literacy”の概念は、「映像の意味を正しく理解する能力」として捉えられてきた。それに対して、Peirce記号論に基づく同概念は、従来のこの捉え方とは異なり、「あらゆる記号の主體的な意味構成」を内容としており、「映像を正しく読むのではなく、主體的に読むという意味の曖昧な記号を創造的に解釈する力」として捉えられるものであることを論じた。
- ④ Peirce記号論に基づく“Visual”記号の捉え方を、「地図学習」における「Icon解釈次元で主體的な捉え方」として具体的に示し、本研究における“Visual”記号解釈の実効性を示した。
- ⑤ 本研究における“Visual”記号解釈により、従来「効率よくやさしく教える教授技術」として捉えられてきた視聴覚教育が「個性的な意味創造力を育成しようとする教育」として捉えられるものであることを論証した。

#### 審査の結果の要旨

本論文でキーワードになっている「“Visual”記号」（「映像的記号」あるいは「映像記号」）は、「絵図」などを意味し、視聴覚教育界では、一般的に、「見て分かりやすい意味明瞭なもの」として捉えられている。本論文は、この捉え方が論理的に成り立ち難いことを反証法によって論証し、「“Visual”記号」を「比較的意味の確定したもの」と区別して「比較的意味の不確定なもの」として捉えた方が論理的に成り立ちやすいことを主張する。この規定は、本論文における「“Visual”記号」の捉え方が「記号を解釈する人のその時々解釈の仕方」を前提にしたPeirce記号論に基づいていることから導かれる。「“Visual”記号」概念の解釈は、それがPeirce記号論に基づく限り、「人々の解釈の仕方」の違いから生じる「比較的意味の不確定なもの」として理論的に規定されざるを得ない。この規定については、同規定が本論文において一貫したPeirce記号論解釈に従って成り立っているため、そ

の論証の整合性に問題はない。

ただし、本論文は、認識論の方でしばしば扱われる認識様式の違いによる「映像様式」の違いについて議論しておらず、本論文における“Visual”記号の捉え方からは、教科の違いによる“Visual”記号の捉え方の違いの問題が出てこない。そのため、本論文における「認識能力面」と「認識論理面」からの教材解釈に基づいた視聴覚教育の主張は、視聴覚教育関係者にとって、今日の視聴覚教育を「個性的な意味創造力を育成する教育」に転換する反省の契機を与えるものではあっても、それを現実の教科カリキュラムに生かす契機を与えるものにはなっていない。

しかし、視聴覚教育が「効率よくやさしく教える教授技術」として受け止められる傾向が依然として強く見られる今日の教育学界の状況の中で、本論文にまとめられた著者の研究は、この技術論的な視聴覚教育論に見直しを迫り、積極的に「個性的な意味創造力の育成」を図る斬新な視聴覚教育論を教育学界に提唱している。その斬新さは、日本教育メディア学会、日本教育工学会、そして、International Visual Literacy Associationで認められ、国内外で注目されている。さらに、著者の“Visual Literacy”の捉え方は、我が国の学校放送教育関係者の間でも注目され、NHKの学校放送教育利用の向上に貢献している。このように、本論文は、学会等で高い評価を受けてきた著者の研究に基づくものであり、学位論文の水準に十分に達していると判断される。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。